

**議決権行使に関するガイドライン（日本株式）
2020年5月の改定箇所について**

このたび、日本株式にかかわる当社の議決権行使に関するガイドラインを改定いたしましたので、主たる改定箇所に関して下記の通りお知らせいたします。

記

旧	新	説明
(1) 基本的な考え方 (p2)		
(追加)	以下の項目に関して、当社の企業に対する期待を加筆 ・リスク管理態勢とそれらに関する情報開示 ・気候変動を含むサステナビリティ課題に関する情報開示	企業のリスク管理態勢およびサステナビリティ課題への対応に関する期待を加筆。
(2) 議案判断のプロセス (p3)		
当社は本ガイドラインをもとに議案判断を行う。また、当社はスクリーニング基準を設けており、効果的な議決権の指図行使に資するために必要と判断した場合には、スクリーニング基準に従って抽出した銘柄を、ガイドラインに照らして個別検討する。スクリーニング基準としては以下のよう項目を考慮し、必要に応じて項目を追加する。 1) 過去3年間赤字かつ無配会社 2) 行政処分または刑事訴追を受けた会社 3) コーポレート・ガバナンスに関する指標 4) 資本生産性指標(ROE、ROA等)の傾向および水準	当社は本ガイドラインをもとに議案判断を行う。また、当社は効果的な議決権の指図行使に資するために必要と判断した場合には、以下の基準に従って抽出した銘柄を、ガイドラインに照らしたうえで、個別事情も十分に鑑み、判断を行う。当該基準には以下のよう項目を考慮し、必要に応じて項目を追加する。 1) 過去3年間赤字かつ無配会社 2) 行政処分または刑事訴追を受けた会社 3) コーポレート・ガバナンス及びサステナビリティに関する指標 4) 資本生産性指標(ROE、ROA等)の傾向および水準	議決権行使のプロセスをより分かりやすく説明するための文言を一部修正。また、サステナビリティに関する指標の活用を明記。
(3) 議決権行使基準 D. 買収防衛策に関する議案 (p11)		
・事前警告型に代表される買収防衛策は、株式公開買付への法的規制が十分整っていないとの理由から導入される。こうした防衛策の個別検討に当たっては、以下の条件を精査する。	・買収防衛策は、株式公開買付への法的規制が十分整っていないとの理由から導入される。こうした防衛策の個別検討に当たっては、以下の条件を精査する。	事前警告型以外の防衛策（いわゆる有事導入型など）にも対応するために、一部文言を削除。

<p>・以上に定めた条件を満たしつつ、株式の第三者割当増資や新株予約権などライツ付与を買収防衛策として図る場合は、個別判断する。とりわけ重大な社会的不祥事の発生や長期にわたる業績不振などにより著しく株式価値が毀損している企業において、買収防衛策を導入・継続することがさらに株式価値を毀損しないことが合理的に説明されていなければ、肯定的に評価できない。</p>	<p>・以上に定めた条件を満たす場合は、次に掲げる観点などを踏まえて個別判断する。とりわけ重大な社会的不祥事の発生や長期にわたる業績不振などにより著しく株式価値が毀損している企業において、買収防衛策を導入・継続することがさらに株式価値を毀損しないことが合理的に説明されていなければ、肯定的に評価できない。</p>	<p>すべての買収防衛策に関する判断基準を明確にするため、文言調整。</p>
<p>〈別紙〉サステナビリティ課題（環境および社会問題）への対応 (p15)</p>		
<p>(追加)</p>	<p>(該当箇所参照)</p>	<p>日本版スチュワードシップ・コードの改訂（指針1-2）に対応し、サステナビリティ課題に関する当社の考え方を新たに別紙として記載。</p>

なお上記以外の軽微な文言調整に関しては掲載を割愛いたしました。

本件に関してのお問い合わせは、当社インベストメント・スチュワードシップ部（e-mail: BLKJ_Stewardship@blackrock.com）までお願いいたします。

以上